

弥富市ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

弥 富 市

目 次

1	制度概要	P 2
2	定義	P 2
3	宣誓を行うことができる方	P 3
4	宣誓に必要な書類	P 4
5	宣誓手続の流れ	P 6
6	宣誓後の各種手続	P 8
7	自治体間連携協定	P10
8	Q & A	P12

1 制度概要

「第2次 弥富市男女共同参画プラン」の基本理念である「男女ともに輝けるまちづくりをめざして」の実現に向け、基本目標3「みんなが安心して健康に暮らせるまちやとみ」の施策の方向Ⅰ「DV防止や人権に関する意識啓発と教育の推進」の中で、「性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）についての理解促進」を具体的施策の1つとして掲げており、その取り組みの一環として、性的少数者の方々が偏見や差別を受けることがないように、また、様々な理由により婚姻制度を活用できない方々の不安や困難の解消を図るとともに、一人ひとりの個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を実現するため、弥富市ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

本制度は、互いを尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任を持って協力すると約した関係にあるお二人が市に宣誓し、市が宣誓の受理を証明するものです。

お二人のほかに、お子さんをはじめとする近親者等の方がいる場合、その方も含めて家族として、ファミリーシップの宣誓ができます。

本制度は、法律上の婚姻制度とは異なります。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様、性的少数者などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していきます。

2 定義

それぞれの用語の定義は次のとおりです。

（1） ファミリーシップ

互いを尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約した関係（＝パートナーシップ）にある2名と、その三親等内の近親者等が家族であると約した関係をいう。

（2） 宣誓

ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

3 宣誓を行うことができる方

宣誓をするには、パートナーシップにあるお二人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

- (1) 成年（満18歳以上）に達していること。
- (2) 少なくともいずれか一方が 市内に住所を有すること 又は 当該宣誓をしようとする日から3月以内に市内に転入する予定であること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）がいないこと。（宣誓者同士が事実婚の場合は対象）
- (4) 他の者とパートナーシップ 又は それに類する関係にないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者（養子縁組により、婚姻をすることができない者を除く。）でないこと。

ファミリーシップの宣誓をすることができない範囲

宣誓をしようとするお二人が、民法第734条から第736条の規定により、直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族、養親子等、婚姻することができない関係にある場合は、ファミリーシップの宣誓をすることができません。ただし、宣誓をしようとするお二人が養子縁組をしたことによって上記に該当した場合は、宣誓をすることができます。

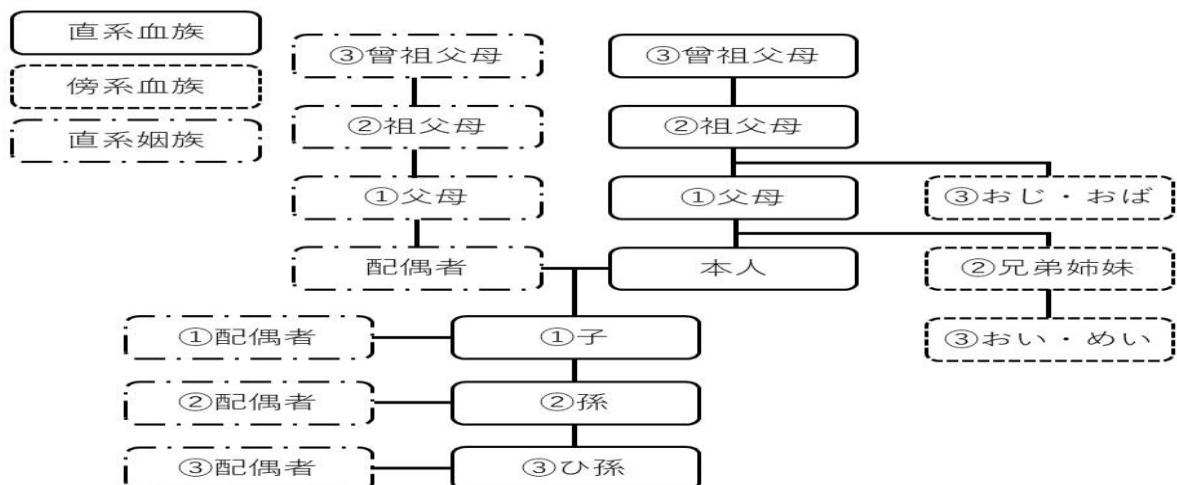
民法に規定されている婚姻できない関係（本人から見て）

○直系血族：祖父母、父母、子、孫等

○三親等内の傍系血族：兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

○直系姻族：子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

○養親子等：養子とその配偶者、養子の直系卑属とその配偶者、養親とその直系尊属（離縁後も同じ）



4 宣誓に必要な書類

(1) 提出が必要な書類

- ① 弥富市ファミリーシップ宣誓書【第1号様式】
- ② 市内に住所を有する 又は 市内に転入予定であることを証明する書類

(宣誓日以前3カ月以内発行)

- 【市内在住の方】住民票の写し、住民票記載事項証明書
- 【転入予定の方】転出証明書 等

※同一世帯になっている場合は、世帯全員の分1通でも構いません。

本籍、筆頭者、世帯主、続柄は不要。住民票コード、個人番号を省略したもの。

- ③ 配偶者がいないことを証明する書類 (宣誓日以前3カ月以内発行)
 - 戸籍謄(抄)本、独身証明書(本籍地にて発行)
 - 【外国籍の方】大使館等が発行する婚姻要件具備証明書(日本語訳添付)等

【近親者等を含む場合】

宣誓者の一方又は双方に、子を始めた近親者(三親等内の者)等がいる場合で、ファミリーシップの関係にあり、希望されるときは、受理証明書等にその者の氏名、生年月日を記載することができます。

- ④ 近親者等の記載に関する同意書【第2号様式】

(近親者等が15歳以上の場合のみ必要)

※近親者等の方が自ら記入する必要があります。

- ⑤ 近親者等であることが確認できる書類 (宣誓日以前3カ月以内発行)
 - 対象者(ファミリーシップに含む方)の戸籍謄本 等

- ⑥ その他市長が必要と認める書類

(2) 提示が必要な書類

① 本人確認書類

1点の提示で足りるもの (顔写真あり)	2点の提示が必要なもの (顔写真なし)
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード 等	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険等の被保険者証、年金手帳、共済組合員証、学生証、法人が発行した身分証明書 等

※有効期間、有効期限の定めがあるものについては、その有効期間内、有効期限までのものであること。

【通称名を使用する場合】

性別違和等の理由により、通称名を使用して生活している場合、通称名を使用することができます。

② 通称名の日常的な使用が確認できる書類

各種郵便物、診察券、社員証、学生証、国民健康保険被保険者証 等

5 宣誓手続の流れ

(1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日（土日祝、年末年始除く）の 5開庁日前まで に電話又はメールにて予約してください。申込時には、下記の確認事項をお伝えください。

※宣誓できる日時は、平日の9時から16時までです。

※状況等によりご希望に添えない場合があります。

確認事項

- 1 宣誓者お二人の氏名・生年月日・住所・連絡先
通称名で宣誓する場合は、通称名。外国籍の方は、国籍。
- 2 宣誓希望日時（ご希望に添えない場合もありますので、ご了承ください。）
- 3 近親者等の記載の希望の有無

【予約及び問い合わせ先】

弥富市役所 市民生活部 市民協働課 市民協働グループ

電話：0567-65-1111（代表） メール：kyodo@city.yatomi.lg.jp

※受付日時：月曜日～金曜日 8：30～17：15（土日祝、年末年始を除く）

【県内の自治体から転入される方へ】

弥富市では、ファミリーシップ宣誓制度等を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、愛知県内の自治体と事務を簡略化するための連携協定の締結を予定しております。

(2) 宣誓

予約した日時に、必要書類（4ページ参照）をご持参のうえ、原則、お二人揃って市民協働課（市民協働グループ）までお越しください。

15歳以上の近親者等の方を含めて宣誓する場合は、「近親者等の記載に関する同意書【第2号様式】」への記入が必要なため、**その方も同席をお願いします。**

※個室対応も可能です。書類の記入が出来ず代筆が必要な場合はご相談ください。

【外国籍の方の宣誓について】

住民票があり、配偶者がいなければ、外国籍の方も宣誓できます。

必要書類のほかに、本国の大使館等が発行する婚姻要件具備証明書（宣誓日以前3カ月以内発行）（日本語訳添付）等が必要です。

なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

(3) 受理証明書等の交付

宣誓日（転入予定者は、転入予定者受付票の提出日）から**1週間程度**で受理証明書及び受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）を交付しますので、本人確認書類を持参のうえ、原則、市民協働課（市民協働グループ）までお越しください。交付日時は、宣誓時に調整させていただきます。プライバシーに配慮した個室での対応もいたしますので、ご希望の場合は、事前にご相談ください。

※来庁が難しい場合は、郵送対応も可能ですので、ご相談ください（切手必要）。

【交付書類】

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書 【第3号様式】（1名につき1部交付）
- ファミリーシップ宣誓書受理証明カード 【第4号様式】（1名につき1部交付）

※ ご希望の場合は、ファミリーシップの対象とする近親者の方にも交付します。

【転入予定の方】

「転入予定者受付票【第5号様式】」を交付しますので、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3カ月以内発行）をご提出ください。

6 宣誓後の各種手続

次の場合は申請や届出が必要です。事前予約をし、本人確認書類を持参のうえ、市民協働課（市民協働グループ）までお越しください。（個室対応可能）

（１） 宣誓事項の変更

宣誓書に記載した内容（氏名や通称名の変更、住所や連絡先の変更等）に変更が生じた場合は、以下の書類をご提出いただくことで、変更内容を反映した受理証明書等を発行します。

- ファミリーシップ宣誓書に関する変更届 【第6号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）
- 変更内容が分かる書類（住民票の写し 等）

【近親者等の追加の場合】

- 近親者等であることが確認できる書類（戸籍謄本 等）
- 近親者等の記載に関する同意書 【第2号様式】（15 歳以上、原則自署）

（２） 受理証明書等から自分の氏名を削除したい場合（※15歳以上の近親者等）

受理証明書等に氏名を記載された15歳以上の近親者の方については、以下の書類により、自分の氏名の削除を申し立てることができます。

- ファミリーシップ宣誓に関する申立書 【第7号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）

※申立書の提出があった場合、近親者等の記載がある受理証明書等を交付された方は、返還届に交付済みの受理証明書等を添えてご提出いただく必要があります。

※返還後、近親者等の記載を削除した受理証明書等を交付します。

（３） 受理証明書等の再交付

紛失、毀損等により再交付を希望される場合は、以下の書類をご提出いただくことで、受理証明書等を再発行します。

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書 【第8号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）

(4) 受理証明書等の返還

次のいずれかに該当する場合は、返還の対象となりますので、以下の書類をご提出ください。

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届 【第9号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）

【返還の必要がある場合】

- ① パートナーシップが解消されたとき
- ② 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ③ 宣誓者の一方が死亡したとき（受理証明書等に近親者等の記載がある場合を除く）
- ④ ファミリーシップ宣誓に関する申立書（第7号様式）の提出があったとき
- ⑤ 宣誓が無効になったとき
 - ・ 宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき
 - ・ 受理証明書等を不正に利用したとき
 - ・ 受理証明書等を偽造、又は変造したとき
- ⑥ その他返還すべき事由が生じたとき

※ ①について、宣誓者の一方に返還の意思があれば、届出を受理します。この場合、もう一方の宣誓者も、別途、返還届に交付済み受理証明書等を添えてご提出いただきます。

※ ②について、弥富市と連携協定を締結する自治体へ転出する場合は、受理証明書等の返還手続きを行う必要はありません。（予定）

※ 返還された場合、弥富市のホームページ上に返還された受理証明書等の交付番号を公表します。

(5) 宣誓内容の証明

最新の日付で宣誓したことを証明するもの（ファミリーシップ宣誓内容証明書【第11号様式】）が必要な場合は、以下の書類をご提出ください。

- ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書 【第10号様式】

7 自治体間連携協定（連携協定締結未締結）

弥富市では、ファミリーシップ宣誓制度等を利用している方が転入・転出する場合に生じる負担の軽減を図るため、愛知県内の自治体と連携協定の締結（予定）し、その手続きを簡略化します。

連携自治体から弥富市に転入する場合の手続き

（１） 申告日の事前予約

申告希望日（土日祝、年末年始除く）の 5 開庁日前までに、電話又は電子メールにて予約してください。

- ※ 申告日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。
- ※ 事前予約時に連携自治体からの転入である旨を申し出てください。
- ※ 転出元自治体の要件により、弥富市では継続申告できない場合があります。

【連絡先】

弥富市役所 市民生活部 市民協働課（市民協働グループ）

電話：0567-65-1111（代表） メール：kyodo@city.yatomi.lg.jp

（２） 申告

事前に予約した日時に、必要書類を持参のうえ、市民協働課（市民協働グループ）までお越しください。

必要書類

- 転出元の自治体で交付された宣誓の事実が確認できる書類
(ファミリーシップ宣誓書受理証明書と同内容の書類)
- 現住所を確認できる書類(住民票の写し又は住民票記載事項証明書)
- 本人確認書類
- 通称名を日常使用していることが確認できる書類
(社員証、学生証、通称名で届いた郵便物等 1 点)
※ 通称名の使用を希望する場合のみ必要
- ファミリーシップに含む方との関係を証明する書類
(ファミリーシップに含む方の戸籍謄本等)
※ 近親者等を含めて申告する場合のみ必要

(3) 受理証明書等の交付

申告日から 1 週間程度で受理証明書及び受理証明カード(以下「受理証明書等」という。)を交付しますので、本人確認書類を持参のうえ、市民協働課(市民協働グループ)までお越しください。交付日時は、申告時に調整させていただきます。

【交付書類】

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書【第 3 号様式】(1 名につき 1 部交付)
- ファミリーシップ宣誓書受理証明カード【第 4 号様式】(1 名につき 1 部交付)
- ※ ご希望の場合は、ファミリーシップの対象とする近親者の方にも交付します。

弥富市から連携自治体に転出する場合の手続き

弥富市でファミリーシップ宣誓制度の利用している方が連携自治体へ転出する場合は、受理証明書等の返還手続きを行う必要はありません。受理証明書等は転入先自治体でご返却ください。

- ※ 転入先自治体の制度・要件により、手続きの簡素化ができない場合があります
ので、事前に転入先自治体へご確認ください

8 Q & A

Q1 ファミリーシップ制度は、婚姻とどう違うのですか？

婚姻は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、弥富市ファミリーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき、実施されるものであり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 対象は同性同士のパートナーだけですか？

同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

Q3 ファミリーシップ制度の利用に費用はかかりますか？

宣誓や、受領証明書・受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q4 宣誓の際に個室を利用することはできますか？

プライバシーに配慮した個室での対応もいたしますので、ご希望の場合は、事前にご相談ください。

Q5 代理人や郵送による方法で宣誓はできますか？

市職員の面前で、お二人で「ファミリーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

Q6 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。

Q7 同居していなくても宣誓できますか？

パートナーについては、少なくとも一方が市内に在住又は転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。

Q8 通称名は使用できますか？

性別違和等の理由により、通称名を使用して生活している場合は、通称名で届出することができます。その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称名で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する受理証明書等は、通称名及び戸籍名が併記されたものとなります。

Q9 外国籍の人も利用できますか？

外国籍の方も利用できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大使館等が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など配偶者がいないことを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q10 養子縁組をしています、宣誓できますか？

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することができます。

Q11 受理証明書等に有効期限はありますか？

有効期限はありません。

Q12 パートナーと2人だけで宣誓しましたが、後日、家族が増えた場合、近親者等を追加できますか？

後日、近親者等を追加することはできます。その場合、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届、近親者等との関係を確認できる（戸籍抄本等）、近親者等の記載に関する同意書（15歳以上の近親者等を記載する場合）、交付された全ての受理証明書等を提出してください。なお、各種手続きが必要な時は電話等にて事前にお知らせください。なお、各種手続きの際には、提出書類の他、宣誓者本人の確認書類が必要です。

Q13 宣誓したパートナーが死亡した場合、近親者等との関係が継続していても、受理証明書等を返還しないといけないのでしょうか？

宣誓者の一方が死亡したときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届を提出していただく必要がありますが、近親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還は不要です。ただし、それ以外の実施要綱第 10 条第 1 項に定める事由が発生した場合には、返還が必要となります。

Q14 なりすましや偽造等の悪用をされませんか？

宣誓手続きの際には、住民票の写しや独身証明書等の婚姻をしていないことを証明する書類等の提出と、マイナンバーカード等の本人確認書類等の提示の徹底を行います。なお、不正や偽造・変造が認められた場合には、宣誓は無効となり、交付した受理証明書等を返還していただきます。また、返還・無効となった交付番号を市 Web ページへ掲載します。併せて刑法上の罪に問われる恐れがあります。

Q15 制度を利用することで宣誓者の性自認や性的指向を証明するものなのでしょうか。

本制度は、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及びその子ども等の家族について、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同体を構築している又は構築することを約した関係であることに対して、市が受理証明書等を発行する制度であり、宣誓者の性自認や性的指向を証明するものではありません。

Q16 民間事業者ですが、この制度への協力は義務なのでしょうか。

義務ではございませんが、受理証明書等の提示を受けられた際、本制度の趣旨を踏まえたご対応にご協力いただきますようお願いいたします。

Q17 パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。

本制度は、法律婚と異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。婚姻したカップルのような法的関係性を構築する方法としては、公正証書による遺言書の作成や任意後見契約等を結ぶ方法等があると思われますが、詳細は、公証役場へお問い合わせください。

弥富市ファミリーシップ宣誓制度利用の手引き

令和 7 年 4 月版

弥富市役所 市民生活部 市民協働課

〒498-8501

愛知県弥富市前ヶ須町南本田 335 番地

電 話 : 0567-65-1111 (代表)

メール : kyodo@city.yatomi.lg.jp